

期待権の侵害に関する新しい判例

【質問】

医療事故の裁判で、「期待権侵害」との議論がありますが、最近の考え方はどのようなものでしょうか。

【回答】

医療訴訟は、通常、医師の過失によって死亡または後遺障害が発生したとして、死亡または後遺障害による財産的及び精神的損害の賠償を求めるもので、医師の過失と死亡または後遺障害という結果との間に因果関係が認められる場合に請求が認容されることとなります。

ところが、医師の過失と死亡または後遺障害という結果との間に因果関係が認められないとしても、医師の過失によって適正な医療を受ける期待権が侵害されたとして慰謝料の賠償請求を認容する裁判例があります。

期待権とは患者が医師から医療水準にある適切な治療を受けることを期待する権利と定義づけられており、期待権侵害論の根本にあるのは「医師は、患者のために最善を尽くすべき義務がある」という考え方です。

たとえば、回復不能な末期癌患者に対して担当医師が正当な診断を下さなかったりあるいは適切な処置をしなかった場合、医師に過失があることは明らかですが、本来回復不能であったという意味で死亡という結果との因果関係は否定されることとなります。この場合に、医師に患者の死亡による損害全部の賠償を負わせることは不当ですが、相当期間の延命の可能性を失わせたことあるいは患者の適切な治療を受ける期待権を侵害したことを根拠としてその限度で慰謝料の請求を認めようというものです。

最高裁平成12年9月12日判決は、「疾病のため死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、その過失により、当時の医療水準にかなったものでなかった場合において、右医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在は証明されないけれども、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されるときは、医

師は、患者に対し、不法行為による損害を賠償する責任を負うものと解するのが相当である」との判断を示しました。

最高裁平成23年2月25日判決は、期待権侵害の議論についてこれまで必ずしも明確にはされていなかった点について重要な判断を示したものといえます。

この事案は、昭和63年11月、左下肢の骨折について手術を受けた原告（患者）が、A医師の過失によって、左下肢深部静脈血栓症に起因する左下肢深部静脈血栓症が残ったとして、①A医師には必要な検査を行うか、または血管疾患を扱う専門医に紹介する義務があったにもかかわらず、これを怠った結果、本件後遺症が残った、②仮に上記義務違反と本件後遺症の残存との間の因果関係が証明されないとしても、本件後遺症が残らなかった相当程度の可能性を侵害された、③仮に上記因果関係、上記相当程度の可能性が認められないとしても、A医師が当時の医療水準にかなった適切かつ真摯な医療行為を行わなかったために、そうした医療行為を受ける期待権を侵害されたなどと主張して、病院とA医師に対し、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を起こしたというものです。

第1審（山口地裁平成19年2月22日判決）は、①については、原告（患者）が平成9年10月22日に左足の腫れを訴えて病院を受診したにもかかわらず、何らの措置も講じなかったのはA医師の過失と認めながら、その時点ではもはや適切な治療法はなく、治療を施しても効果は期待できなかったことが認められるとして、当該過失と本件後遺症との間の因果関係を否定し、②については、A医師が上記時点で原告の症状が左下肢深部静脈血栓症ないし左下肢深部静脈血栓後遺症であると診断したとしてもその時点ではもはや適切な治療法はなく、治療を施しても効果は期待できなかったのであるから、本件後遺症を残さない相当程度の可能性が侵害されたということはできないとし、③についても、原告の上記疾患は、上記時点ではもはや適切な治療法はなく、治療を施しても効果は期待できなかったのであるから、A医師が上記時点で何らの措置を講じなかったことをもって、原告の適切かつ真摯な治療を受ける期待権を侵害したとはいえないとし、原告の請求を棄却しました。

第2審（広島高裁平成20年10月10日判決）は、前記①②③の主張のうち、①②については採用しなかったものの、③については、A医師が平成9年10月

22日の時点で控訴人（患者）専門医に紹介するなどしていれば、これにより控訴人としては、早期に自らの症状の原因を知ることができ、かつ、少なくとも症状を悪化させないための治療や指導を受けることができた。そうであるとする、被控訴人 A 医師の上記過失によって、控訴人は、平成13年1月までの約3年間、その症状の原因がわからないまま、その時点においてなし得る治療や指導を受けられない状況に置かれたものであり、そのために、精神的苦痛を受けたといえるとして、慰謝料300万円を認容しました。

その上告審の判決が最高裁平成23年2月25日判決です。

同判決は、患者が適切な医療行為を受けることができなかつた場合に、医師が患者に対して、適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由とする不法行為責任を負うことがあるか否かは、当該医療行為が著しく不適切なものである事案について検討し得るにとどまるべきものであるところ、本件はそのような事案とはいえないとして、病院及び A 医師の不法行為責任の有無を検討する余地はないと判示しました。

これは、医療行為が著しく不適切なものであつたといえないような場合には、期待権侵害のみを理由とする不法行為責任は認められないとの明確な判断を示したものと解され、今後、期待権侵害が問題となる事案について大きな影響を及ぼすものと考えられます。